

平成 26 年第 1 回 (臨時)

須 恵 町 議 会 会 議 録

平成26年11月25日

議 会 事 務 局

議事日程(第1号)

平成26年11月25日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 議案第47号 平成26年度須恵町一般会計補正予算(第3号)の専決処分について
- 日程第 4 議案第48号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第49号 須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第50号 須恵町特別職の職員及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第51号 平成26年度須恵町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第 8 議案第52号 平成26年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 議案第53号 平成26年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第54号 平成26年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第55号 平成26年度須恵町水道事業会計補正予算(第1号)
-
- 日程第12 議案第47号 平成26年度須恵町一般会計補正予算(第3号)の専決処分について
- 日程第13 議案第48号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第49号 須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第50号 須恵町特別職の職員及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第51号 平成26年度須恵町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第17 議案第52号 平成26年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第53号 平成26年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第54号 平成26年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第20 議案第55号 平成26年度須恵町水道事業会計補正予算(第1号)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 議案第47号 平成26年度須恵町一般会計補正予算(第3号)の専決処分について
- 日程第 4 議案第48号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

- 日程第 5 議案第 49 号 須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 50 号 須恵町特別職の職員及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 51 号 平成 26 年度須恵町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 8 議案第 52 号 平成 26 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 9 議案第 53 号 平成 26 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 10 議案第 54 号 平成 26 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 11 議案第 55 号 平成 26 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 47 号 平成 26 年度須恵町一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分について
- 日程第 13 議案第 48 号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 49 号 須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 50 号 須恵町特別職の職員及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 16 議案第 51 号 平成 26 年度須恵町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 17 議案第 52 号 平成 26 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 議案第 53 号 平成 26 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 議案第 54 号 平成 26 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 20 議案第 55 号 平成 26 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 1 号）

出席議員（14名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 番 田ノ上 真 | 2 番 百 田 輝 子 |
| 3 番 松 山 力 弥 | 5 番 田 原 重 美 |
| 6 番 荒 木 敏 光 | 7 番 吉 本 實 |
| 8 番 合 屋 伸 好 | 9 番 今 村 桂 子 |
| 10 番 三 上 政 義 | 11 番 柴 田 真 人 |
| 12 番 長 澤 誠 司 | 13 番 藤 石 豊 |
| 14 番 原 野 敏 彦 | 15 番 三 角 良 人 |

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長 合 屋 栄 一 主任主事 白 水 誠

説明のため出席した者の職氏名

町長・・・・・・・・・・	中嶋裕史	教育長・・・・・・・・・・	安河内文彦
教育次長・・・・・・・・	印藤勝人	理事(事業統括).....	安川敏幸
総務課長・・・・・・・・	今泉俊裕	まちづくり課長.....	吉松良徳
住民課長・・・・・・・・	満行誠	税務課長・・・・・・・・	櫻木幹夫
健康福祉課長.....	畑江達也	都市整備課長.....	安河内久人
地域振興課長.....	安河内隆	都市整備課付課長.....	百田剛
上下水道課長.....	石井浩二	子ども教育課長.....	稲永修司
出納課長・・・・・・・・	大塚信夫		
総務課課長補佐.....	平山幸治	監査委員・・・・・・・・	百田清二

午前10時00分開会

○議長（三角 良人） おはようございます。ただいまから平成26年第1回須恵町議会臨時会を開会します。

ここで、平松副町長及び川津社会教育課長より欠席の届け出が出ておりますので御報告します。これより本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に運営委員会の経過報告を求めます。6番、荒木敏光議員。

○議会運営委員長（荒木 敏光） おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会の協議結果を報告しますが、その前に、議員の皆様、全員出席で何よりでございます。寒くなりましたので、体に十分気をつけて、次の12月の議会も近づいておりますので、体調を整えて、日ごろ過ごしていただきたいと思っております。

では、始めます。

11月の19日午前10時より議会運営委員会を開催し、第1回臨時議会の運営について協議をいたしました。

今回提出された議案は9件となっております。

委員会付託については、議案第47号から議案第55号までの全議案を予算審査特別委員会に付託し、議案第48号から議案第50号及び議案第51号から議案第55号は、関連議案であるため、一括議題で提案及び審議したいと思っております。

会期は、本日1日限りでございます。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1. 会期の決定について

○議長（三角 良人） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第1回臨時会の会期を本日1日限りとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、第1回臨時会の会期を本日1日限りと決定しました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（三角 良人） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、6番議員、7番議員を指名します。

これより議案の付議に入りますが、一括議題についてお諮りします。

議案第48号から議案第50号及び議案第51号から議案第55号は、それぞれ関連議案であ

りますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第3 議案第47号

○議長（三角 良人） 日程第3、議案第47号平成26年度須恵町一般会計補正予算（第3号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

○総務課長（今泉 俊裕） おはようございます。このたび、11月中に議会審議をお願いする必要が生じたので、本日、臨時議会を招集させていただきましたところ、議員各位にはお忙しい中、全員の出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、提案理由の説明を行います。

議案書の1ページでございます。議案第47号平成26年度須恵町一般会計補正予算（第3号）の専決処分についてでございます。

この補正予算は、去る8月22日未明に発生しました大雨豪雨による災害の復旧に要する予算でございますが、復旧に急を要しましたので、議会を招集して補正予算案を提出する時間的余裕がありませんでしたので、9月22日付で専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めますのでございます。

内容につきましては、別冊の平成26年度歳入歳出補正予算書で説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。平成26年度須恵町一般会計予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、予算の総額に歳入歳出それぞれ950万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ80億3,031万5,000円とする。

第2項、予算の補正の款項の区分及び金額並びに予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

2ページをお願いいたします。第1表歳入でございますが、14款県支出金については、災害復旧費の県補助金517万円でございます。それから、一般財源として18款繰越金433万円を計上いたしております。

3ページをお願いいたします。歳出でございますが、11款災害復旧費に、8月22日発生の大規模豪雨災害の農地、農業用林業施設災害復旧事業費として950万円の計上でございます。

以上であります。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第47号については、議長を除く13人で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第47号平成26年度須恵町一般会計補正予算（第3号）の専決処分についてを予算審査特別委員会に付託します。

なお、特別委員会の正・副委員長については、調整ができておりますので御報告します。委員長に今村桂子議員、副委員長に合屋伸好議員であります。

日程第4. 議案第48号

日程第5. 議案第49号

日程第6. 議案第50号

○議長（三角 良人） 日程第4、議案第48号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第5、議案第49号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第6、議案第50号須恵町特別職の職員及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

以上、3議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

○総務課長（今泉 俊裕） 議案書の2ページをお願いいたします。議案第48号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本年度、公務員の給与改定につきましては、国家公務員の給与について、去る8月7日に、平成19年以来7年ぶりに引き上げるとする人事院勧告が行われ、勧告どおり、平成26年の給与改定を行うこととする改正給与法、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が、11月12日に成立し、同19日に公布されたところでございます。

一方、地方公務員の給与改定については、国における取り扱い並びに地域における民間企業との状況を勘案して、適切に対処することとの総務副大臣からの地方公務員法及び地方自治法に基づく技術的助言が発出されておったところであります。

このため、本町におきましても、国家公務員の給与改定に準じた給与の改定案を提出させていただくものであります。

本題に入りますが、次の3ページをお願いいたします。一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

今回の改正点は大きく3点ございまして、1点目は、ボーナスの引き上げ、0.15月分を12月支給の勤勉手当に配分して支給するものでございます。

2点目は、給料表の引き上げ、民間との格差を埋めるため、平均改定率0.3%の引き上げと
なっております。

3点目は、通勤手当の引き上げでございます。

附則といたしまして、第1条で施行期日を、通勤手当の改定及び給料表の改定については、平
成26年4月1日から適用する。

第2条で、適用日前に異動した職員の号給の調整についての記載でございます。

第3条で、改正前に支給された給与について、改正後の給与の内払いとみなす規定ございま
す。

それから、第4条は、平成27年1月から12月までの昇給に関する特例措置でございますが、
今後、平成27年から平成30年にかけて、給与制度の総合的見直しというものが行われる
わけでございますが、その見直し初年度、27年度の改正原資、財源を確保するため、平成
27年1月1日の昇給を1号給抑制する規定でございます。

次の4ページで、第5条では、規則への委任を規定いたしております。

以上でございますが、今回の給与改定によるボーナスの増額分を12月支給の勤勉手当の額で
増額調整を行うため、12月期勤勉手当の支給基準日の前日の11月30日までに条例を改正す
る必要がございますので、本日ここに臨時議会に提案をさせていただいたところでございま
す。

次に、議案書10ページをお願いいたします。議案第49号須恵町議会議員の議員報酬及び費
用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

国家公務員の特別職の職員の給与に関する法律が、一般職と同様、11月19日に公布された
ことから、その給与改定に準じ、町議会議員の期末手当の支給割合を引き上げるため、条例の一
部を改正するものでございます。

内容につきましては、11ページ以下でございますが、ただし書き中、「100分の155」
を「100分の170」ということで、議員のボーナスにつきましても、期末手当において
0.15月分引き上げを行うものでございます。

次に、13ページをお願いいたします。議案第50号須恵町特別職の職員及び教育長の給与に
関する条例の一部を改正する条例でございます。

先ほどの議案第49号と同様に、国家公務員の特別職の給与に関する法律が11月19日に公
布されたことから、その給与改定に準じ、特別職の期末手当の支給割合を引き上げるため、条例
の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、14ページでございますが、これも先ほどの議会議員の報酬と同様、期
末手当について0.15月分の引き上げを行うものでございます。

附則で、この条例は公布の日から施行するものでございます。

よろしく審議をお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。お諮りします。議案第48号から議案第50号までを先ほど設置した予算審査特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第48号から議案第50号までは、予算審査特別委員会に付託し、審査することに決定しました。

日程第7. 議案第51号

日程第8. 議案第52号

日程第9. 議案第53号

日程第10. 議案第54号

日程第11. 議案第55号

○議長（三角 良人） 日程第7、議案第51号平成26年度須恵町一般会計補正予算（第4号）について、日程第8、議案第52号平成26年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、日程第9、議案第53号平成26年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、日程第10、議案第54号平成26年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第11、議案第55号平成26年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）について、以上、5議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。今泉総務課長。

○総務課長（今泉 俊裕） 議案書は16ページをお願いいたします。議案第51号平成26年度須恵町一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、内容につきましては、以下、議案第55号平成26年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）まで、給与の引き上げに伴う補正でございますので、一括して別冊の歳入歳出補正予算書により説明をいたします。

補正予算書の8ページでございます。議案第51号平成26年度須恵町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,562万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ80億4,594万4,000円とするものでございます。

第2項、予算の補正の款項の区分それから区分ごとの金額、補正後の予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

9ページ、第1表歳入でございます。14款県支出金につきましては、12月2日公示、

14日投開票の衆議院議員の総選挙の事務委託金885万円でございます。18款繰越金として、今回の補正の一般財源として、前年度繰越金677万9,000円によって収支のバランスをとってございます。

10ページ、歳出でございます。全体を通して、人事院勧告に伴う給与改定分の増額調整でございます。それから、同じく給与改定に伴う各特別会計の人件費補正の財源のための一般会計から特別会計への繰出金を計上いたしております。

それ以外では、2款総務費4項選挙費において、衆議院議員総選挙の費用994万8,000円の計上でございます。

次に、32ページをお願いいたします。議案第52号平成26年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成26年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条については、予算の総額に歳入歳出それぞれ26万6,000円を追加し、補正後の総額をそれぞれ33億4,970万1,000円とする。

第2項で、予算の補正の区分、金額等は、第1表歳入歳出予算補正によります。

33ページをお願いいたします。第1表歳入でございますが、補正の財源として全額を8款繰入金、一般会計からの繰入金26万6,000円で財源措置ということになります。

34ページ、歳出でございますが、総務費について、人勧アップ分の職員の人件費の増額26万6,000円でございます。

続きまして、39ページをお願いいたします。議案第53号平成26年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

後期高齢者医療特別会計の補正（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条では、予算の総額から歳入歳出それぞれ380万3,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ2億6,288万7,000円とする。

第2項においては、補正の区分、金額等について、第1表によるというところでございます。

40ページ、第1表歳入でございますが、補正の財源として、3款繰入金、一般会計からの繰入金のこれは減額でございますが、380万3,000円の減額。

41ページ、歳出、第1項総務費、380万3,000円の減額でございます。

人事院勧告によりまして当然給与はアップするところでございますが、この後期高齢者特会につきましては、4月の人事異動に伴う人件費の調整を行っておりませんでしたので、今回、人勧の給料アップとあわせて、職員の入替わりによる人件費の調整を行っておりますので、こういったふうに減額の予算となっております。

続きまして、46ページをお願いいたします。議案第54号平成26年度須恵町公共下水道事

業特別会計補正予算（第2号）でございます。

公共下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条では、予算の総額に歳入歳出それぞれ54万9,000円を追加し、補正後の総額をそれぞれ12億404万4,000円とする。

第2項においては、補正の款項の区分、金額について、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

47ページ、第1表の歳入でございます。これも補正財源として繰入金、一般会計からの繰入金54万9,000円の計上でございます。

48ページ、歳出、1款総務費、2款下水道事業費、それぞれについて職員人件費の増額追加補正でございます。

最後に、53ページをお願いいたします。議案第55号平成26年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

第1条で、水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条におきまして、予算に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。第1款水道事業費について、補正予定額、減額の66万4,000円、補正後は5億7,499万1,000円となります。

これも後期高齢者特別会計でお話しましたと同様、人勸による職員給与の改定とあわせまして、4月の人事異動に伴う人件費の調整をここで初めて行うこととしましたので、これも減額の補正予算となっております。

以上であります。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第51号から議案第55号までを先ほど設置した予算審査特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第51号から議案第55号までは予算審査特別委員会に付託し、審査することに決定しました。

これより暫時休憩に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩することに決しました。

再開は、予算審査特別委員会の審査が終わり次第とします。

暫時休憩します。

午前10時27分休憩

午前11時23分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここでお諮りします。付議されました議案については、休憩後は日程を追加することになっておりますので、ここで日程を追加し、日程第12を議案第47号、日程第13を議案第48号、日程第14を議案第49号、日程第15を議案第50号、日程第16を議案第51号、日程第17を議案第52号、日程第18を議案第53号、日程第19を議案第54号、日程第20を議案第55号とし、議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、日程を追加し、議題とします。

日程第12 議案第47号

○議長（三角 良人） 日程第12、議案第47号平成26年度須恵町一般会計補正予算（第3号）の専決処分についてを議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。今村委員長。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第47号平成26年度須恵町一般会計補正予算（第3号）についての専決処分について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

補正予算書1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ950万円を追加し、予算の総額をそれぞれ80億3,031万5,000円とするものです。

今回の補正は、平成26年8月22日未明の大雨災害による災害箇所を緊急に復旧するために、補正予算を組み、対応。

2ページ、歳入については、3カ所の災害復旧県補助金517万円、18款繰越金は、不足金を繰越金から出して調整を行っており、430万円の補正です。

3ページ、歳出については、農地。農業用施設災害復旧費850万円、林業施設災害復旧費100万円を計上し、9月22日付で専決処分を行ったものです。

質疑として650万円の工事に対する200万円の設計委託料の割合について、緑ネットワークへの発注について、今回の災害が激甚災害の指定になるのかについての質疑がございました。

予算審査特別委員会、全員賛成で承認としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。

よって、議案第47号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。

よって、議案第47号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第47号平成26年度須恵町一般会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第13. 議案第48号

日程第14. 議案第49号

日程第15. 議案第50号

○議長（三角 良人） 日程第13、議案第48号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第14、議案第49号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第15、議案第50号須恵町特別職の職員及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例について、以上、3議案を一括議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。今村委員長。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第48号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

議案書3ページをお開きください。提案理由として、一般職の職員の給与について、26年人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じた給与の改定を行うため、一般職の職員の給与に関する条例中、第10条、第20条、附則第5項を改正するものです。

5、6ページをお開きください。別表第1の給与表の改定です。民間給与との格差0.27%を埋めるため、改定率平均0.3%の引き上げを行います。世代間の給与配分の観点から、若年層に重点を置いて改正するものです。

7、8ページでは、通勤手当を通勤距離の区分に応じて100円から7,100円までの幅で引き上げます。ボーナスにおいては、「3.95月」から「4.10月」に0.15月の引き上げを行い、12月支給の勤勉手当に配分します。

3ページをお開きください。附則として、第1条で、施行期日を、改定後の第10条の2、2項の通勤手当の改定及び別表第1の給与表は、平成26年4月1日から適用する。

第2条で、適用日前に異動した職員の号給の調整についての記載。

第3条で、改正前に支給された給与は、改正後の給与の内払いとみなすこと。

第4条は、平成27年1月から12月までの昇給に関する特例措置です。平成27年から平成30年にかけて、給与制度の総合的見直しが行われますが、その見直し初年度の改正原資を得るため、平成27年1月1日の昇給を1号給抑制する規定です。

次の４ページの第５条で、規則への委任を規定しております。

予算審査特別委員会、全員賛成で可決としております。

議案第４９号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

議案書１０ページをお開きください。提案理由として、２６年人事院勧告による特別職の国家公務員の給与改定に準じて、須恵町議会議員の期末手当の支給割合を変更するため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたものです。

１１ページ、須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の第５条第２項、「１００分の１５５」を「１００分の１７０」に改め、期末手当を０．１５月引き上げるものです。

附則として、この条例は公布の日から施行する。

予算審査特別委員会、全員賛成で可決としております。

議案第５０号須恵町特別職の職員及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例について、審査報告をいたします。

議案書１３ページをお開きください。提案理由としては、先ほどの議員報酬のものと同じでございます。

１４ページ、須恵町特別職の職員及び教育長の給与に関する条例の第３条第４項、「１００分の１５５」を「１００分の１７０」に改め、期末手当を０．１５月引き上げるものです。

附則として、この条例は公布の日から施行する。

予算審査特別委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより議案第４８号から議案第５０号について質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより議案第４８号について討論に入ります。討論はありませんか。

討論なしと認めます。よって、議案第４８号について採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

よって、議案第４８号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第４８号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第４９号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第４９号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。

よって、議案第４９号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。

よって、議案第49号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第50号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第50号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。

よって、議案第50号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第50号須恵町特別職の職員及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16. 議案第51号

日程第17. 議案第52号

日程第18. 議案第53号

日程第19. 議案第54号

日程第20. 議案第55号

○議長（三角 良人） 日程第16、議案第51号平成26年度須恵町一般会計補正予算（第4号）について、日程第17、議案第52号平成26年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、日程第18、議案第53号平成26年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、日程第19、議案第54号平成26年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第20、議案第55号平成26年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）について、以上、5議案を一括議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。今村委員長。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第51号平成26年度須恵町一般会計補正予算（第4号）について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

補正予算書8ページをお開きください。歳入歳出予算の補正、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,562万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ80億4,594万4,000円とするものです。

9ページ、歳入において、14款3項委託金は衆議院議員選挙の事務委託金850万円。

10、11ページ、歳出においては、給与改定に伴う一般職員、議員、特別職員の人件費の増額補正と12月2日公示、14日投開票の衆議院議員解散総選挙の費用994万8,000円の補正です。

予算審査特別委員会、全員賛成で可決としております。

議案第52号平成26年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、審査報告をいたします。

補正予算書32ページをお開きください。歳入歳出予算の補正、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ33億4,970万1,000円とするものです。

今回の補正は、26年人事院勧告による国家公務員給与改定に準じる人件費の増額補正によるものです。

33ページ、歳入の8款繰入金で、一般会計から職員人件費として26万6,000円を繰り入れ、34ページ、歳出の1款総務費で職員人件費26万6,000円を増額補正するものです。

予算審査特別委員会、全員賛成で可決としております。

議案第53号平成26年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、審査報告をいたします。

補正予算書39ページをお開きください。歳入歳出予算の補正、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ380万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,288万7,000円とするものです。

今回の補正は、26年人事院勧告に伴う職員の給与改正と、4月の人事異動に伴う人件費の調整を行っていなかったため、今回行うものです。4月の時点では、給与の高い職員を充てる予定にしておりましたが、若手の職員となったため、減額補正を行うものです。

41ページ、歳出では、1款総務費で職員人件費380万3,000円を減額し、それに伴い、40ページ、歳入でも、3款繰入金で一般会計からの事務費繰入金380万3,000円を減額補正するものです。

予算審査特別委員会、全員賛成で可決としております。

議案第54号平成26年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、審査報告をいたします。

補正予算書46ページをお開きください。歳入歳出予算の補正、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ12億404万4,000円とするものです。

今回の補正は、26年人事院勧告による国家公務員給与改定に準じる人件費の増額補正によるものです。

47ページ、歳入の5款繰入金で、一般会計から54万9,000円を繰り入れ、48ページ、歳出の1款総務費2款下水道事業費で、職員人件費54万9,000円を増額補正するものです。

予算審査特別委員会、全員賛成で可決としております。

議案第55号平成26年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）について、補正予算書53ページをお開きください。収益的支出の予定額を次のとおり補正する。第1款水道事業費補正予算額66万4,000円を減額し、補正額の金額を5億7,499万1,000円。第1項、営業費用補正予算額66万4,000円を減額し、補正後の額を5億3,544万4,000円とするものです。

今回の補正は、人事院勧告に伴う職員の給与改定と4月の人事異動に伴う職員の入れかえの人員費の関係で、減額補正を行うものです。

予算審査特別委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより議案51号から議案第55号について質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

よって、これより議案第51号について討論に入ります。討論はありませんか。

——討論なしと認めます。

よって、議案第51号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。

よって、議案第51号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第51号平成26年度須恵町一般会計補正予算（第4号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第52号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第52号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。

よって、議案第52号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第52号平成26年度須恵町国民健康保健特別会計補正予算（第2号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第53号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第53号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。

よって、議案第53号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第53号平成26年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第54号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第54号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。

よって、議案第54号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第54号平成26年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第55号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第55号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。

よって、議案第55号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（三角 良人） 起立多数であります。よって、議案第55号平成26年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（三角 良人） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。平成26年第1回須恵町臨時会を閉会します。

午前11時48分閉会

会議録署名

事務局長をして会議の経過を記載せしめ、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 三 角 良 人

署名議員 6 番 荒 木 敏 光

署名議員 7 番 吉 本 實